

イギリス保育士資格コース 受講規約

本規約はグローバルチャイルドケアが運営するイギリス保育士資格コースについて定めています。受講申込の前に必ずお読み下さい。

第 1 条 (運営)

本コースはグローバルチャイルドケアが運営にあたります。

第 2 条 (受講申込)

本コースを受講される方は、受講申込書に記入し、コース案内及び本規約を承諾の上、コース開始 1 か月前までにお申込み下さい。申し込みはウェブサイトからも書面でも受け付けています。但し、すでに定員に達している場合は申込をお断りする場合があります。

第 3 条 (受講資格)

18 歳以上の方。

また、受講生が未成年の場合は(受講申込の際に 20 歳未満の方)、親権者の同意が必要です。

その場合は、所定の同意書に署名・捺印の上、メールで送付して下さい。

第 4 条 (コースの開始と受講期間)

受講期間の目安は 1 年半です。受講期限は受講開始から 2 年とし、正当な理由なしにその受講期間を延長することはできません。

第 5 条 (受講料の納付)

申込から 10 日以内に、グローバルチャイルドケアが定める受講料を、グローバルチャイルドケアが指定する口座へ納付して頂きます。(振込にかかる手数料は支払いをする方の負担となります)

受講料を分割される場合は、受講料納付合意書に署名し、その合意書に従って必ず期日までに納付して頂きます。期日を 1 週間過ぎても納付がない場合は、納付を確認できるまでコースを一時的に停止することになります。また、納付期日より前にコースが修了になった場合は、必ず修了前に残額を支払わなければなりません。免許状はその納付を確認してからの発行となります。

第 6 条 (実習に伴う諸費用)

受講料には実習に伴う諸費用は含まれません。航空費を含む旅費、滞在費、海外旅行保険や DBS (犯罪経歴証明書) の申請にかかる費用などは、すべて受講生の負担となります。

第 7 条 (料金の返還)

受講料及び教材費についてのクーリングオフに関する事項

受講申込書の受領日から 14 日を経過するまでの間は、受講生は書面によって契約を解除することができます。

第 8 条 (休学・復学)

やむを得ない事情により受講継続が困難になった場合には「休学届」を出して休学を申請して頂きます。その際、休学期間は申請後最長 1 年とします。

また、復学する際には「復学届」が必要となります。同一契約内で複数回の休学は原則として認められません。

第 9 条 (自主解約・除籍)

諸事情で自主解約する場合は解約届を提出して頂きます。その際、受講料は返還されません。こちらから 3 回連絡をしても、連絡が取れない場合は自主解約と見なされます。

受講生が以下のいずれかに該当すると認められるときは、除籍となります。

- ① グローバルチャイルドケアの規約および方針と手順に違反した場合や、納付期限までに当該費用の納付がされなかったとき
- ② NCFE CACHE やグローバルチャイルドケアの名誉及び信用を著しく傷つけたり、望ましくない行為があったとき
- ③ 受講生の提出している申請内容及び届出内容に虚偽があると判明したとき

受講資格を喪失した場合、その後の受講はできません。またその際、受講料は返還されません。

第 10 条 (変更・遅延・休止について)

やむを得ない事由により、エビデンス評価などの講師とのやりとりが遅れる場合があります。その場合は事前に通知されます。

また、原則的に担任制をとっていますが、講師の退職、雇用条件の変更、担当教師の休暇により代行または交替することがあります。

第 11 条 (免許状の授与)

本コースの全ユニット(科目)を修了し、全ての評価基準を満たした受講生には NCFE CACHE より、免許状が授与されます。

第 12 条（受講生の損害賠償）

受講生は、本規約及び法令に違反したことにより、グローバルチャイルドケア及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 13 条（免責事項）

本コースの遅滞、変更、中断、中止に関連して発生した受講生または第三者の損害について、グローバルチャイルドケアは一切の責任を負いません。

第 14 条（付則）

本規約にない事項については、法令とグローバルチャイルドケアの方針と手順に従うものとします。

第 15 条（個人情報の取り扱いについて）

グローバルチャイルドケアは、本コースの開催にあたって知り得た受講生の氏名、生年月日、その他の個人情報を厳重に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受講生の同意を得た目的の範囲内でのみ利用します。

それ以外の情報の取り扱いについては、グローバルチャイルドケアのプライバシーポリシー及びデータ・文書の保護に関する手順に従うものとします。

第 16 条（著作権及びその他の禁止事項）

テキストやビデオなどの教材、配布資料の著作権はグローバルチャイルドケアに帰属し、受講生によるコピー・複製・SNS 等における一般への公開などを禁止します。当該著作権を侵害する行為を行った場合は、受講生は損害を賠償する責任を負うものとします。

◆その他禁止事項

- 提出物へのウェブサイトや書籍などに書かれたものの盗用（引用する場合は出自を明らかにする）
- 提出課題の売買
- 受講権利の譲渡や代理受講

第 17 条（規約の変更）

グローバルチャイルドケアは本規約やその他の規則などを受講生の承諾なく変更できるものとします。その場合は、変更事項を書面でお知らせします。

注：日本語に翻訳されている場合でも、イギリス法に基づく英語の文書がグローバルチャイルドケアの公式文書となります。
Please note: Where we have translated into Japanese, the English versions always remain Global Childcare's official documents that are governed by English Law.